

# 下北圏域定住自立圏 共生ビジョン



平成27年11月  
むつ市

# 目 次

<b>第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって</b>	1
1. 定住自立圏構想の概要	1
2. これまでの取組	1
3. 定住自立圏の名称及び構成市町村	1
4. 定住自立圏共生ビジョンの目的	1
5. 定住自立圏共生ビジョンの期間	1
<b>第2章 圏域の概況</b>	2
1. 圏域市町村の概況	2
2. 人口等の推移	5
3. 産業別就業者数の推移	7
4. 都市機能の集積状況	9
<b>第3章 圏域の将来像</b>	11
<b>第4章 具体的取組</b>	12
1. 生活機能の強化	13
2. 結びつきやネットワークの強化	30
3. 圏域マネジメント能力の強化	32
<b>【資料】</b>	
下北圏域定住自立圏共生ビジョン策定経過	34
下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置規程	35
下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿	36

## 第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって

### 1 定住自立圏構想の概要

人口減少時代を迎える、全国的に人口減少が見込まれる中、特に進行が急速な地方圏において、安心して生活できる圏域をつくり、人口流出に歯止めをかけ、さらには都市圏からの人の流れを創出することが求められています。

定住自立圏構想は、中心市とその近隣市町村が役割分担を行い、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とした取組であり、中心市の機能と近隣市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指しています。

### 2 これまでの取組

本圏域の定住自立圏構想の推進にあたっては、平成27年2月5日に下北5市町村長による会合において、定住自立圏の形成へ向けて連携することに関する了解が得られたことから取組を開始しました。

同年5月27日からは、関係市町村において具体的連携事項についての検討を開始し、同年7月15日には、中心市要件を満たすむつ市が、中心となってこの構想を進めていく意思を明らかにするため、中心市宣言を行いました。

その後、定住自立圏形成に関する取組内容等について協議を行い、基本的な考え方について合意形成が図られたことから、定住自立圏形成協定について各市町村議会の議決を経て、同年10月5日に、むつ市と圏域4町村それぞれとの間で、定住自立圏形成協定を締結しました。

### 3 定住自立圏の名称及び構成市町村

#### (1) 定住自立圏の名称

下北圏域定住自立圏

#### (2) 定住自立圏の構成市町村

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

### 4 定住自立圏共生ビジョンの目的

本共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6の規定により、定住自立圏の将来像やその実現に向けて推進する具体的な取組内容を明らかにするものです。

### 5 定住自立圏共生ビジョンの期間

本共生ビジョンの期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、毎年度、所要の見直しを行います。

## 第2章 圏域の概況

1

### 圏域市町村の概況

本圏域は青森県の最北部に位置し、下北半島中部の恐山や宇曽利山湖をはじめ、周囲を陸奥湾、太平洋、津軽海峡に囲まれた自然豊かな圏域です。人口は、平成22年国勢調査で79,543人であり、県人口の約5.8%を占め、面積は青森県総面積の14.7%を占めています。

本圏域は、むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村の1市1町3村により構成されています。

下北半島一帯はかつて南部藩領に属し、むつ市田名部に代官所が置かれていたほか、大間、奥戸、佐井、牛滝、川内、大畠、大平は「下北七湊」として、北前船が出入りする港として栄えました。

明治11年、下北郡として発足し、交通の発展とともに経済的なつながりも深まり、一体的な生活圏を形成するようになりました。

昭和の大合併では2町が合併し、むつ市（当時は大湊田名部市）が成立し、その後の平成の大合併により、（旧）むつ市、川内町、大畠町、脇野沢村が合併し、現在のむつ市が誕生しました。むつ市以外の1町3村は明治時代の成立で長い歴史を誇っています。

昭和47年には、当時のむつ市・川内町・大畠町・大間町・東通村・風間浦村・佐井村及び脇野沢村の下北圏域内1市3町4村により、下北地域広域行政事務組合を設置し、環境・消防等の業務を共同で処理しています。また、現在は下北圏域1市1町3村に、し尿処理のみ加入の上北郡の2町1村を加えた、1市3町4村の構成となっています。

本圏域では、自治体の枠組を超えた地域課題や広域的な行政需要に対応するため、広域連携を推進しており、その一環として下北圏域定住自立圏構想に取り組んでいます。



むつ市は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島に位置し、北は津軽海峡、南は陸奥湾と接しています。また、行政区画は、青森県最大の面積を占め、県全体の約9%にあたります。

藩政時代には南部藩の代官所が置かれ、下北地方の要衝として栄えてきました。昭和34年9月1日に日本で最も長い名称の市「大湊田名部市」として、県内8番目となる市制を施行し、翌年8月1日に全国初のひらがなの市「むつ市」に改称しました。さらに、平成17年3月14日には、川内町、大畠町、脇野沢村が合併し、新「むつ市」がスタートしました。

日本三大霊場の一つに数えられる「恐山」、四季折々の美しさを川面に映す「川内川渓流」などの景勝地や、湯量豊富な「湯野川」「薬研」などの温泉が点在するほか、「陸奥湾ホタテ」「津軽海峡のイカ」などの食材が豊富にあるなど、豊かな自然の恵みを受けた地域となっています。



## 大間町

大間町は、青森県下北半島の先端に位置し、本州最北端の地であります。昭和 17 年 11 月 3 日に旧大奥村から大間町として県内 29 番目の町制を施行しました。

大間崎と北海道の函館市汐首岬は 17.5 km しか離れておらず、晴天時は北海道の渡島連峰を望むことができます。

大間崎沖合いに浮かぶ弁天島に位置する白と黒のストライプの大間崎灯台は、日本の灯台 50 選に選ばれています。また、弁天島は野鳥の宝庫としても知られています。

伝統の「マグロ一本釣り」に代表されるように、三方を海に囲まれた大間は海産物にも恵まれています。大間のマグロと言えば、最高級マグロの代名詞となっており、知名度が高まったことにより、観光地として脚光を浴びています。



## 東通村

東通村は、本州最北東端に位置しています。明治 22 年 6 月 14 日に村制が施行され発足しました。

広大な土地と 2 つの海の恵みを活かした農業・漁業が主体となっています。また、畜産業は、肉用牛の飼育を主体としており、「東通牛」のブランドで全国各地に出荷しています。

太平洋と津軽海峡の分岐点であり、本州最北東端に位置する尻屋崎は、明治 9 年に建設された東北最古の洋式灯台が立ち、一帯は広大な牧草地となっています。そこには、30 頭ほどの「寒立馬」が放牧されており、冬になると寒さや風雪にじっと耐える姿が印象的です。平成 14 年 11 月、青森県天然記念物に指定されました。太平洋沿岸線には、約 15 km にわたり日本最大の砂丘、「猿ヶ森砂丘」が続いています。

500 年以上の歴史を伝える能舞は国の重要無形民俗文化財に指定されており、田植え餅つき踊り、獅子舞、大神楽などの伝統芸能が大切に伝承されています。



## 風間浦村

風間浦村は、青森県下北半島の北部の海岸線に位置し、漁業と観光を基幹産業とする村です。総面積の約96%が山林、原野という自然に恵まれた地です。

明治22年4月1日に村制が施行され、下風呂村、易国間村、蛇浦村の旧3村が合併、それぞれ1文字ずつをとって「風間浦村」が誕生しました。

夏から秋にかけては、津軽海峡の沖合いに見えるイカ釣り漁船の「いさり火」、冬は「布海苔採り」が風間浦村の風物詩となっています。また、寒さが厳しくなる初冬から初春にかけ、「アンコウ」が全国でも珍しく活きたまま水揚げされることから、「風間浦鮫鰐」として地域団体商標に登録されました。

津軽海峡を望む「下風呂温泉郷」は、550年前の地図に湯元を記され古の時代より湯治場として栄えており、いさり火輝く津軽海峡の海の幸が堪能できるほか、昭和の文豪・井上靖、同志社大学創立者・新島襄からも愛された温泉郷となっています。



## 佐井村

佐井村は、下北半島の西側に位置し、広く津軽海峡に面しています。地勢は、概して峻険で平坦地が少なくほとんどが山地で、多くの集落は海岸沿いに位置しています。

明治22年4月1日に村制の施行により、旧佐井村と旧長後村が合併して誕生しました。主な産業は漁業で、豊富な海の幸に恵まれた村です。

大自然に恵まれていて、雄大なる景勝地「仏ヶ浦」、願いをかなえるといわれる「願掛け岩」、貴重な植生が残る「縫道石山」があり、地質学的にも貴重な地域です。

古くから、東北・北海道と京都・大阪、江戸を結ぶ北前船が寄港し、青森ヒバの積み出しによって発展しました。福浦地区には、明治時代に伝わり、漁師たちによって伝承されてきた「福浦の歌舞伎」があります。110年の歴史があり、長い間人々に愛され守られてきた伝統芸能で、青森県無形民俗文化財もあります。

※ 2005年（平成17年）以前の各市町村数値は合併前市町村を合算した数値。

### (1) 人口の推移

圏域全体の人口は減少傾向にあります。市町村別にみると、佐井村の減少率が大きくなっています。

表 人口の推移

単位：人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減（平成7-22年）	増減率
むつ市	67,969	67,022	64,052	61,066	▲6,903	▲10.2%
大間町	6,606	6,566	6,212	6,340	▲266	▲4.0%
東通村	8,045	7,975	8,042	7,252	▲793	▲9.9%
風間浦村	3,012	2,793	2,603	2,463	▲549	▲18.2%
佐井村	3,173	3,010	2,843	2,422	▲751	▲23.7%
合計	88,805	87,366	83,752	79,543	▲9,262	▲10.4%

出典：国勢調査（総務省統計局）

### (2) 世帯数の推移

圏域全体の世帯数は増加傾向にあります。市町村別にみると、佐井村は減少傾向ですが、その他の市町村は増加傾向となっています。

表 世帯数の推移

単位：世帯

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減（平成7-22年）	増減率
むつ市	23,261	24,404	24,476	24,775	1,514	6.5%
大間町	2,092	2,212	2,179	2,636	544	26.0%
東通村	2,285	2,671	2,623	2,710	425	18.6%
風間浦村	954	929	931	1,096	142	14.9%
佐井村	1,075	1,077	1,022	988	▲87	▲8.1%
合計	29,667	31,293	31,231	32,205	2,538	8.6%

出典：国勢調査（総務省統計局）

### (3) 年齢3区分別人口の推移

全ての市町村において、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少し、老人人口（65歳以上）が増加しています。圏域全体でみると平成12年以降は老人人口が年少人口を上回っており、少子高齢化が進行しています。

表 年少人口（15歳未満）の推移

単位：人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減（平成7-22年）	
					増減率	
むつ市	12,166	10,593	9,408	8,190	▲3,976	▲32.7%
大間町	1,282	1,133	948	837	▲445	▲34.7%
東通村	1,468	1,169	1,014	822	▲646	▲44.0%
風間浦村	497	416	312	234	▲263	▲52.9%
佐井村	494	367	335	254	▲240	▲48.6%
合計	15,907	13,678	12,017	10,337	▲5,570	▲35.0%

出典：国勢調査（総務省統計局）

表 生産年齢人口（15～64歳）の推移

単位：人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減（平成7-22年）	
					増減率	
むつ市	45,058	43,746	40,373	37,140	▲7,918	▲17.6%
大間町	4,216	4,116	3,802	3,990	▲226	▲5.4%
東通村	5,078	5,016	4,969	4,435	▲643	▲12.7%
風間浦村	1,854	1,661	1,481	1,464	▲390	▲21.0%
佐井村	1,895	1,793	1,635	1,275	▲620	▲32.7%
合計	58,101	56,332	52,260	48,304	▲9,797	▲16.9%

出典：国勢調査（総務省統計局）

表 老年人口（65歳以上）の推移

単位：人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減（平成7-22年）	
					増減率	
むつ市	10,745	12,683	14,271	15,414	4,669	43.5%
大間町	1,108	1,317	1,462	1,513	405	36.6%
東通村	1,499	1,790	2,059	1,995	496	33.1%
風間浦村	661	716	810	765	104	15.7%
佐井村	784	850	873	893	109	13.9%
合計	14,797	17,356	19,475	20,580	5,783	39.1%

## 3

## 産業別就業者数の推移

第1次産業就業者数は、全ての市町村において減少傾向となっています。第2次産業就業者数は大間町、風間浦村において横ばいまたは増加していますが、その他の市村においては減少傾向となっています。また、第3次産業就業者数は、大間町、東通村、風間浦村において増加していますが、その他の市村においては減少傾向となっています。

※ 2005年（平成17年）以前の各市町村数値は合併前市町村を合算した数値。

表 第1次産業就業者数の推移

単位：人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減（平成7-22年）	
					増減率	
むつ市	2,771	2,007	1,900	1,521	▲1,250	▲45.1%
大間町	1,135	866	692	624	▲511	▲45.0%
東通村	1,202	970	1,156	956	▲246	▲20.5%
風間浦村	385	253	263	229	▲156	▲40.5%
佐井村	451	284	297	240	▲211	▲46.8%
合計	5,944	4,380	4,308	3,570	▲2,374	▲39.9%

出典：国勢調査（総務省統計局）

表 第2次産業就業者数の推移

単位：人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減（平成7-22年）	
					増減率	
むつ市	8,623	8,286	6,293	5,831	▲2,792	▲32.4%
大間町	767	763	616	1,044	277	36.1%
東通村	1,427	1,615	1,171	1,043	▲384	▲26.9%
風間浦村	456	366	300	462	6	1.3%
佐井村	557	555	331	340	▲217	▲39.0%
合計	11,830	11,585	8,711	8,720	▲3,110	▲26.3%

出典：国勢調査（総務省統計局）

表 第3次産業就業者数の推移

単位：人

市町村名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増減（平成 7-22 年）	
					増減率	
むつ市	21,233	21,116	20,365	19,757	▲1,476	▲7.0%
大間町	1,281	1,438	1,340	1,498	217	16.9%
東通村	1,211	1,393	1,545	1,600	389	32.1%
風間浦村	538	654	647	591	53	9.9%
佐井村	563	594	540	499	▲64	▲11.4%
合計	24,826	25,195	24,437	23,945	▲881	▲3.5%

出典：国勢調査（総務省統計局）

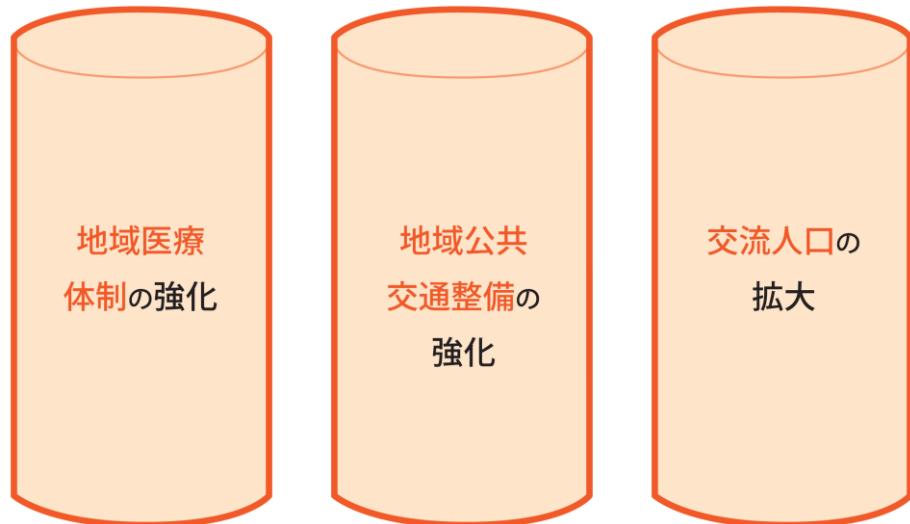
むつ市における公共施設等による各種サービス機能、医療機能、商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況は、概ね次のとおりです。

平成 27 年 11 月現在

分野	都市機能	機関・施設名等
医療	公的医療機関	むつ総合病院、むつリハビリテーション病院、国民健康保険川内診療所、国民健康保険大畠診療所、国民健康保険脇野沢診療所
	初期救急医療機関	休日夜間当番医（休日夜間のみ） ※市内の開業医・診療所 20 機関により休日の夜間在家当番医制で実施しています。
	二次救急医療機関	むつ総合病院
	民間医療機関	診療所 20、歯科診療所 18
福祉	老人福祉施設等	特別養護老人ホーム 8、養護老人ホーム 1、介護老人保健施設 3、介護療養型医療施設 1、デイサービスセンター 16、認知症対応型グループホーム 7 ほか
	障害者福祉施設等	障害児入所施設はまゆり学園、障害者支援施設 3、障害福祉サービス事業所 16、共同生活援助事業所 4、居宅介護等事業所 16 ほか
	児童福祉施設等	保育所 15、児童館 3 ほか
教育	高等学校	青森県立田名部高等学校、青森県立大湊高等学校、青森県立大湊高等学校川内校舎、青森県立むつ工業高等学校
	中学校	むつ市立田名部中学校、むつ市立むつ中学校、むつ市立関根中学校、むつ市立近川中学校、むつ市立大平中学校、むつ市立大湊中学校、むつ市立川内中学校、むつ市立大畠中学校、むつ市立脇野沢中学校
	小学校	むつ市立第一田名部小学校、むつ市立第二田名部小学校、むつ市立苦生小学校、むつ市立第三田名部小学校、むつ市立奥内小学校、むつ市立関根小学校、むつ市立大平小学校、むつ市立大湊小学校、むつ市立川内小学校、むつ市立大畠小学校、むつ市立二枚橋小学校、むつ市立正津川小学校、むつ市立脇野沢小学校
	幼稚園	幼稚園 8
	教育研修機関	むつ市教育研修センター
社会教育文化スポーツ	社会教育・文化施設等	下北文化会館、むつ市立図書館、むつ市みどりのさきもり館、むつ市文化財収蔵庫、むつ市中央公民館、むつ市川内公民館、むつ市大畠公民館、むつ市脇野沢公民館、むつ市海と森ふれあい体験館、むつ市下北自然の家 ほか
	スポーツ施設	むつ運動公園、むつ市ウェルネスパーク、むつ市かまふせビレッジ、むつ市釜臥山スキー場、むつ市川内体育館、むつ市大畠体育館、むつ市兎沢スキー場、大畠中央公園、むつ市ふれあいスポーツパーク、むつ市脇野沢総合運動場 ほか
観光	観光施設	恐山、釜臥山展望台、北の防人安渡館、北の防人海望館、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場、むつ市ふれあい温泉川内、むつ市湯野川温泉濃々園、むつ市薬研野営場、奥薬研修景公園、道の駅わきのさわ「リフレッシュセンター鰐の里」、むつ市脇野沢温泉、むつ市脇野沢野猿公苑、むつ市愛宕山公園、むつ市マリンハウス脇野沢、むつ市脇野沢海づり公園、むつ市観光物産館、むつ来さまい館、むつ市陶芸センター、むつ市大畠木材工芸センター、むつ市脇野沢いのしの館、かわうち・まりん・びーち、道の駅「かわうち湖」レイクサイドパーク ほか

消防	消防署等	下北地域広域行政事務組合消防本部、むつ消防署、大湊消防署、むつ消防署川内消防分署、むつ消防署脇野沢消防分署、大畠消防署
環境	一般廃棄物 処理施設	下北地域一般廃棄物等処理施設アックス・グリーン
	し尿・浄化槽汚泥等 処理施設	汚泥再生処理施設むつ衛生センター
交通	鉄道	JR 大湊線（大湊駅、下北駅、赤川駅、金谷沢駅、近川駅）
	路線バス	下北交通株式会社、有限会社脇野沢交通、有限会社むつ車体工業、JR バス東北大湊営業所
	観光船・フェリー	むつ市觀光遊覧船「夢の平成号」、むつ湾フェリー「かもしか」、シティライナー・高速船「ポーラスター」
	国道	国道 279 号、国道 338 号（国道 394 号との重複区間有）
金融	銀行等	青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、十和田おいらせ農業協同組合、郵便局 13、簡易郵便局 2
商業	大規模小売店舗	店舗床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の店舗 16 店舗 (うち 10,000 m <sup>2</sup> 以上の店舗 1 店舗)
国・県の出先機関等		【国】青森地方法務局むつ支局、下北森林管理署、むつ年金事務所、日本原子力研究開発機構むつ事業所、海洋研究開発機構むつ研究所、むつ簡易裁判所、青森家庭裁判所むつ出張所、むつ区検察庁、むつ公共職業安定所、むつ税務署、むつ労働基準監督署、海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊大湊分屯基地 ほか  【県】下北地域県民局、下北教育事務所、むつ警察署、青森県産業技術センター下北ブランド研究所、むつ高等技術専門校 ほか

### 三本の柱



我が国では、本格的な人口減少時代の到来を迎えるにあたり、地方圏では大幅な人口減少と急激な少子高齢化が進んでいくとともに、地域経済の低迷による厳しい財政状況、住民ニーズの多様化・高度化、地方分権改革の推進なども相まって、地方圏の将来は、ますます厳しくなることが予想されます。

このため、定住化の推進と交流人口の拡大により大都市圏から本圏域への人の流れを創出し、人口流出を食い止め、地域経済の活性化を図るとともに、住民が安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会づくりが急務となっています。

こうした中、地域社会の様々な課題を解決し、持続可能な圏域を形成するためには、日常生活圏を共有する市町村が、より力強い連携のもと、各市町村の独自性を互いに尊重しながら、圏域の発展に向けた取組を推進していく必要があります。生活機能の充実や地域の魅力の向上に努めることが重要となります。

そのため、「三本の柱」として、圏域の中核病院であるむつ総合病院の充実を図ることによる「地域医療体制の強化」、広大な圏域と圏域外をつなぐ下北半島縦貫道路をはじめとした道路基盤整備の充実を図ることによる「地域公共交通整備の強化」、多様な地域資源を有する圏域の特性を活かした、下北ジオパーク構想の実現と観光地域づくりプラットフォームをはじめとした受け入れ体制の整備を図ることによる「交流人口の拡大」を掲げ、これらを中心として、定住のために必要な生活機能を圏域全体で確保するとともに、恵まれた地域の資源・特性を最大限に活かしながら、地域経済の活性化を推進することにより、地域住民が安全で安心して暮らすことができ、魅力あふれる地域を目指します。

体系図



## (1)医療

## ①診療体制の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	診療体制の充実を図るため、中核病院を中心とした公立病院及び診療所の医師確保に取り組む。
中心市（甲）の役割	乙と連携し、医師の派遣を行う。
近隣町村（乙）の役割	甲と連携し、医師の派遣を受けるとともに、派遣に必要な経費を負担する。

事業名	医師派遣事業					
関係市町村	むつ市、大間町、佐井村					
内容	医師の不足している病院・診療所に対し、むつ総合病院から医師を派遣し、住民に対して診察及び健康診断、健康相談、療養指導などの医療サービスを提供する。					
効果	人的資源が不足する地域医療や地域保健健診の維持・確保が図られる。					
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
	168	168	168	168	168	840
活用を想定する補助制度等	青森県へき地診療所運営費補助金					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

## ②医療環境の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るため、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事業名	医療連携体制強化事業					
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内容	中核病院となるむつ総合病院とむつ市内及び近隣町村の病院・診療所の連携強化のための取組を検討するほか、下北郡内で唯一となるメンタルヘルス科の運営を共同で行う。					
効果	病院間における診療情報の共有等によって、迅速での的確な対応と患者の負担軽減が図られる。また、メンタルヘルス科の共同運営によって、下北における精神医療と患者サービスの充実が図られる。					
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
	145,560	145,560	145,560	145,560	145,560	727,800
活用を想定する補助制度等	電源立地地域対策交付金					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

### ③初期救急医療体制の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	初期救急医療体制の充実を図るため、むつ市内の民間医療機関が実施する休日夜間診療体制の維持及び確保に取り組む。
中心市（甲）の役割	休日夜間診療体制を維持し、運営に必要な経費を負担する。
近隣町村（乙）の役割	甲が行う休日夜間診療体制の維持を支援するとともに、必要に応じて経費を負担する。

事 業 名	休日夜間在宅当番医制事業					
関 係 市 町 村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内 容	むつ市内の民間医療機関が輪番により、休日の夜間に受診体制を整え、圏域住民に対して診察などの医療サービスを提供する。					
効 果	休日の夜間における初期救急医療体制が確保・維持されることで、圏域住民に対し、安定した医療の提供が図られる。					
事 業 計 画	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
事 業 費 ( 千 円 )	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	計
	3,939	3,939	3,939	3,939	3,939	19,695
活用を想定する補助制度等						
特 記 事 項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

## (2) 福祉

### ①介護福祉の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	介護保険法に規定する要介護認定及び要支援認定に関する審査の公平性及び効率性の確保を図るため、介護認定審査会の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	介護認定審査会を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	介護認定審査会を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事 業 名	介護認定審査会運営事業					
関 係 市 町 村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内 容	介護を要する方が介護福祉サービスを受けるため必要となる要介護認定及び要支援認定に関して、その判定を行う介護認定審査会の運営を共同で行う。					
効 果	審査内容の公平性の確保や審査会の効率的運営が図られる。					
事 業 計 画	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
事 業 費 ( 千 円 )	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	計
	73,100	73,100	73,100	73,100	73,100	365,500
活用を想定する補助制度等						
特 記 事 項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

## ②障がい福祉の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分に関する審査の公平性及び効率性の確保を図るために、障害支援区分認定審査会の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	障害支援区分認定審査会を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	障害支援区分認定審査会を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事業名	障害支援区分認定審査会運営事業					
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内容	障害を有する方が障害福祉サービスを受けるため必要となる障害支援区分認定に関して、その判定を行う障害支援区分認定審査会の運営を共同で行う。					
効果	審査内容の公平性の確保や審査会の効率的運営が図られる。					
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
	18,141	18,141	18,141	18,141	18,141	90,705
活用を想定する補助制度等	地域生活支援事業費補助金					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

### ③障がい児支援体制の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	障がい児支援の充実を図るため、障害児入所施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、障害児入所施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、障害児入所施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事業名	はまゆり学園運営事業					
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内容	主に知的障害を有する18歳未満の方が、日常生活を営む上で必要となる能力を培うための支援を目的として、障害児入所施設の運営を共同で行う。					
効果	効率的な施設運営と安定した福祉サービスの提供が図られる。					
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
	105,072	44,000	45,000	45,000	45,000	284,072
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

### (3)教育

#### ①教育水準の向上及び教育相談の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事業名	教育研修センター運営事業				
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村				
内容	教職員の資質向上と指導力養成のための研修の実施や教育に関する専門的・技術的な調査研究及び不登校等の問題を抱えた児童、生徒への教育相談を行う。				
効果	教職員の育成を行うことにより、教育水準の向上が図られる。また、不登校児童生徒等に対して、より効果的な相談・支援を個々の状況に応じて実施することができる。				
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
					
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	14,399	14,399	14,399	14,399	14,399
活用を想定する補助制度等					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。				

## ②視聴覚教育環境の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	視聴覚教育環境の充実を図るため、視聴覚ライブラリーの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	視聴覚ライブラリーを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	視聴覚ライブラリーを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事 業 名	視聴覚ライブラリー事業					
関 係 市 町 村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内 容	視聴覚教育環境の充実を目的として、視聴覚ライブラリーの運営を共同で行い、DVD等の教材・教具を一括購入し、圏域住民へ貸出を行う。					
効 果	効率的な運営と安定した視聴覚教育環境の提供が図られる。					
事 業 計 画	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
事 業 費 ( 千 円 )	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	計
	332	332	332	332	332	1,660
活用を想定する補助制度等						
特 記 事 項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

## (4) 観光振興

### ① 広域観光体制の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	観光資源の魅力を活かした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事業名	広域観光事業					
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内容	パンフレット作成による観光PRや観光ルートバスの運行による観光客誘致等の観光事業を広域で企画・実施する。					
効果	関係市町村の連携を強化し、全体で取り組むことにより、より効率的・効果的な観光振興が図られる。また、効果的な観光振興により圏域の活性化が図られる。					
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
事業費 (千円)	27年度 26,254	28年度 26,254	29年度 26,254	30年度 26,254	31年度 26,254	計 131,270
活用を想定する補助制度等	市町村「地域振興力」向上対策支援事業費助成金					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

事業名	下北ジオパークツアーパッケージ事業					
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内容	「観光地域づくりプラットフォーム」を活用し、下北圏域が一体となって推進する「下北ジオパーク構想」と関連したツアーライン等を新たな旅行商品として企画・販売を行う。					
効果	「下北ジオパーク構想」の要素を加えた観光ルートの確立により、圏域全体の交流人口の増加・経済の活性化・雇用の増加が期待できる。					
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費が明確ではないものについては、『⇒』を記載している。 (毎年度の予算により定める。)					

事業名	クラウドファンディング「FAAVOしもきた」事業					
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内容	観光振興に資する魅力的なアイデアを有する個人・団体・行政の資金調達をクラウドファンディングにより行い、新たな資金調達の場を提供する。					
効果	資金面で諦めることなくチャレンジできる体制を整えることにより、アイデアの実現を支援し、圏域全体の活性化を図る。					
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費が明確ではないものについては、『⇒』を記載している。 (毎年度の予算により定める。)					

## (5) 消防

### ①消防及び救急体制の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	消防及び救急の迅速性及び的確性の確保を図るため、消防本部の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、消防本部の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、消防本部の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事業名	消防・救急事業					
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内容	迅速な消防・救急活動を目的として、消防本部の運営を共同で行い、消防・救急情報を一元的に管理し、各市町村の消防署・消防分署へ指示を行う。					
効果	即応体制の整備による効率的かつ円滑な消防・救急活動能力の向上が図られる。					
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
					➡	
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
	2,548,132	2,548,132	2,548,132	2,548,132	2,548,132	12,740,660
活用を想定する補助制度等	電源立地地域対策交付金					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

## (6)環境

### ①一般廃棄物等処理体制の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	一般廃棄物等の処理の効率化を図るため、一般廃棄物等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、一般廃棄物等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、一般廃棄物等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事業名	一般廃棄物等処理事業				
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村				
内容	各市町村がごみ集積所等から収集を行った一般廃棄物等の受入・処理を行うため、下北地域一般廃棄物等処理施設「アクセス・グリーン」の運営を共同で行う。				
効果	一般廃棄物等処理の広域化を行うことにより、経済性の向上と効率的な維持管理が図られる。				
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	1,326,728	1,326,728	1,326,728	1,326,728	1,326,728
活用を想定する補助制度等	青森県核燃料物資等取扱税交付金、一般廃棄物処理手数料				
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。				

事業名	循環型社会形成促進事業				
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村				
内容	圏域内において、次期焼却施設の整備を見据え、循環型社会の形成に向けた一般廃棄物等の発生抑制・再利用・再生利用の推進を図るため、効果的な普及啓発事業を行う。				
効果	一般廃棄物等の減量化・資源化により、処理コストの削減が期待できる。				
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
活用を想定する補助制度等					
特記事項	※事業費が明確ではないものについては、『⇒』を記載している。 (毎年度の予算により定める。)				

## ②し尿及び浄化槽汚泥等処理体制の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	し尿及び浄化槽汚泥等処理の効率化を図るため、し尿及び浄化槽汚泥等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、し尿及び浄化槽汚泥等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、し尿及び浄化槽汚泥等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事業名	し尿・浄化槽汚泥等処理事業				
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村				
内容	各市町村が浄化槽等から収集したし尿・浄化槽汚泥等の受入・処理を行うため、汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」の運営を共同で行う。				
効果	し尿・浄化槽汚泥等処理の広域化を行うことにより、経済性の向上と効率的な維持管理が図られる。				
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	521,975	521,975	521,975	521,975	521,975
					計
					2,609,875
活用を想定する補助制度等					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。				

## (7)その他

### ①芸術文化の向上及び交流の場の提供

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	芸術文化の向上及び交流の場の提供を図るため、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

事業名	下北文化会館運営事業					
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内容	下北地域における文化・教育・福祉・保健等の各種団体等の研修の場や文化芸術のイベントの場等として下北文化会館の運営を共同で行う。					
効果	住民の交流が活性化し、施設利用の利便性が高まる。					
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
	101,621	101,621	101,621	101,621	101,621	508,105
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

## ②消費生活の安全及び安心の確保

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るために、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事 業 名	消費生活センター運営事業					
関 係 市 町 村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内 容	消費者からの苦情相談等の対応を一元化することを目的に、消費生活センターの運営を共同で行い、消費生活相談窓口の一本化を行う。					
効 果	消費生活相談体制の充実により、消費者の利便性の向上が図られる。また、被害を受けた消費者を効率的に救済することができる。					
事 業 計 画	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
事 業 費 ( 千 円 )	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	計
	4,672	4,672	4,672	4,672	4,672	23,360
活用を想定する補助制度等	青森県消費者行政推進事業費補助金					
特 記 事 項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

### ③豊かな農林業環境の維持（ニホンザル被害対策）

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	ニホンザルによる農作物被害等の防止を図るため、ニホンザル被害対策に向けた各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	被害対策事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	被害対策事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事業名	ニホンザル被害対策事業					
関係市町村	むつ市、大間町、風間浦村、佐井村					
内容	ニホンザルによる農作物被害等が増加しているとともに、ニホンザルの生息域は下北地域全体に広がりつつあることから、関係市町村が連携して被害対策を講じる。					
効果	農作物への被害軽減による農業生産量の増加が図られる。					
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
事業費 (千円)	27年度 200	28年度 200	29年度 200	30年度 200	31年度 200	計 1,000
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

#### ④豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。

事 業 名	有害鳥獣等対策事業					
関 係 市 町 村	むつ市、大間町、風間浦村、佐井村					
内 容	有害鳥獣等による農作物被害等が増加しているとともに、有害鳥獣等の生息域は下北地域全体に広がりつつあることから、関係市町村が連携して被害対策を講じる。					
効 果	農作物への被害軽減による農業生産量の増加が図られる。					
事 業 計 画	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
事 業 費 ( 千 円 )	27 年度 29,299	28 年度 29,299	29 年度 29,299	30 年度 29,299	31 年度 29,299	計 146,495
活用を想定する補助制度等	青森県地域の元気支援事業費補助金					
特 記 事 項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

## (1) 地域公共交通

## ①生活交通手段の維持及び確保

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	生活交通手段の維持及び確保を図るため、公共交通機関の利用促進等の各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	公共交通事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	公共交通事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事業名	地域公共交通整備事業				
関係市町村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村				
内容	下北地域における住民の生活交通手段や観光客等の地域内交通手段としての既存路線を維持・確保するための検討を行う。				
効果	圏域内の地域公共交通の課題や今後の計画などを議論することで、圏域内の公共交通網の充実が期待できる。				
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
					➡
事業費 (千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	100	⇒	⇒	⇒	⇒
活用を想定する補助制度等					
特記事項	<p>※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。</p> <p>※事業費が明確ではないものについては、『⇒』を記載している。 (毎年度の予算により定める。)</p>				

**(2) デジタルディバイドの解消へ向けたＩＣＴインフラの整備**  
**①情報ネットワークの強化**

定住自立圈形成協定の規定内容	
取組の内容	効率的な情報ネットワークの形成を図るため、行政システムの統一化等の各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	情報ネットワーク事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
近隣町村（乙）の役割	情報ネットワーク事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

事 業 名	情報ネットワーク管理運営事業				
関係市町村	むつ市、風間浦村、佐井村				
内 容	市町村間における利便性の高い情報ネットワーク体制を形成するため、光通信ネットワークを活用した通信基盤の整備などを行う。				
効 果	行政コストの低減が図られるとともに、各サーバやトラブル対応などの集中管理を行い、情報通信の効率化が図られる。				
事 業 計 画	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
					➡
事 業 費 ( 千 円 )	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	46,094	46,094	⇒	⇒	⇒
活用を想定する補助制度等					
特 記 事 項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※事業費が明確ではないものについては、『⇒』を記載している。（毎年度の予算により定める。）				

## (1) 圏域市町村の職員等の交流

## ①市町村職員の育成

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の内容	市町村職員の資質向上を図るため、合同研修等の各種事業に取り組む。
中心市（甲）の役割	合同で実施することで効果が期待できる研修事業等を企画及び実施し、実施に必要な経費を負担する。
近隣町村（乙）の役割	甲が実施する研修事業等に参加するとともに、必要に応じて経費を負担する。

事 業 名	合同研修事業					
関 係 市 町 村	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村					
内 容	職員の資質向上と市町村間交流のための研修を企画し、実施する。					
効 果	共同開催により、研修経費の削減が図られるとともに、圏域の将来像を見据えたマネジメント能力の強化に向け、統一的な人材育成を図ることができる。					
事 業 計 画	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
事 業 費 ( 千 円 )	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	計
	27	27	27	27	27	135
活用を想定する補助制度等						
特 記 事 項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

# 資料

- 下北圏域定住自立圏共生ビジョン策定経過
- 下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置規程
- 下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

## 下北圏域定住自立圏共生ビジョン策定経過

平成27年

- 2月 5日 下北5市町村長による会合にて定住自立圏構想の連携を了解
- 5月 27日 第1回担当課長会議
- 6月 19日 第2回担当課長会議
- 7月 6日 第1回市町村長会議
- 7月 定住自立圏構想に関する議会説明  
むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 7月 15日 中心市宣言（むつ市）
- 7月 29日 第3回担当課長会議
- 9月 定住自立圏形成協定の締結に関する議会の議決  
むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 10月 1日 第4回担当課長会議
- 10月 5日 定住自立圏形成協定の締結（むつ市と1対1）  
大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 10月 20日 第1回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 11月 11日 第2回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 11月 19日 第3回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 11月 19日 第5回担当課長会議
- 11月 30日 第2回市町村長会議
- 11月 30日 下北圏域定住自立圏共生ビジョンの策定（むつ市）

# 下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置規程

## (設置)

第1条 下北地域における定住自立圏形成協定により形成された定住自立圏を対象として、その将来像、同協定に基づき推進する具体的な取組等を記載する定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たり、民間事業者、地域の関係者等の意見を幅広く反映させるため、下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、定住自立圏共生ビジョンに関し必要があると認める事項
- （組織）

第3条 懇談会は、委員16人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 定住自立圏において連携して取り組む政策分野の関係者
- (2) 定住自立圏の住民を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

## (意見の聴取等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

## (庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総務政策部総合戦略課において処理する。

## (委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(※敬称略)

分野	所属団体・役職	氏名
医療	一般社団法人むつ下北医師会 会長	三上 史雄
福祉	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会 会長	田頭 肇
教育	むつ市校長会 会長	秋田 晃
観光振興	一般社団法人下北観光協議会 事務局長	佐藤 淳
消防	むつ市消防団 団長	山形 博利
環境	むつ市廃棄物減量等推進審議会 会長	庭田 良二
芸術文化	むつ市文化団体協議会 会長	星 和夫
消費生活	むつ商工会議所 会頭	其田 桂
有害鳥獣対策	NPO法人ニホンザル・フィールドステーション 事務局長	松岡 史朗
地域公共交通	むつ市地域公共交通活性化協議会 委員	杉山 毅
構成町村推薦	大間町（元大間町 議会事務局長）	竹内 真也
	東通村（東通村商工会 事務局長）	笹竹 重則
	風間浦村（風間浦村まちづくり委員会 副委員長）	古川 美香
	佐井村（NPO法人佐井村観光協会 事務局長）	鹿嶋 年男



## 下北圏域定住自立圏共生ビジョン

平成 27 年 11 月 30 日

発行：むつ市

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号

Tel 0175-22-1111(代) Fax 0175-23-4108

編集：むつ市 総務政策部 総合戦略課